

質 問 回 答 書

1. 入札予定日：令和 7年 1月 9日(木)

2. 番 号：物品役務入札公告第 113233 号

3. 件 名：胎内市役所ほか 28 施設で使用する電力の供給

4. 納入場所：胎内市 新和町 地内ほか

5. 質問事項及び回答

番号	質問事項	回答	備考
1	入札書記載日付にご指示いただけますか。	電力の供給に関するQ&A No.11 に記載のとおりです。	
2	弊社は環境配慮の観点等により、紙請求書を廃止し、完全電子化へ移行いたしました。 お客さまには WEB 上の『お客様ページ』にて請求書(施設ごとの内訳書アリ)を確認・ダウンロード・印刷して頂くこととなりますが、ご了承いただけますでしょうか。 また検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。毎月の受電月報(30分データ)の提供は、WEB からのダウンロードにて可能ですのでよろしくお願ひします。	電力の供給に関するQ&A No.18 に記載のとおりです。	
3	契約に至った場合は、現行(入札時点)の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。 ※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費	問題ありません。	

	<p>等調整額(○.○円)を固定するお願いではありません。 ※契約書への追記や別紙、覚書によるご対応を想定しております。</p>		
4	<p>契約内容に関する協議にはご対応いただけますでしょうか。</p>	<p>契約内容については、落札候補者と協議の上、決定します。</p>	
5	<p>ご提示いただいた資料に契約書(案)がございませんでしたが、質問書提出期限前にご確認させていただきたいのですがご提示いただけますか。</p>	<p>市ホームページに契約書案を掲載しておりますので以下のリンクからご確認ください。 denryoku_standardkeiyakusho_202007.pdf city.tainai.niigata.jp</p>	
6	<p>現供給の計量日が1日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1日」に変更となりますが、ご容赦いただけますか。</p>	<p>電力の供給に関するQ&A No.5に記載のとおりです。</p>	
7	<p>計量日はご使用期間末日の翌日0:00となりますのでご了承くださいませ。 (例:使用期間が3/1~3/31の場合、計量日は4/10:00)</p>	<p>問題ありません。</p>	

8	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	電力の供給に関するQ&A No.1に記載のとおりです。	
9	<p>No.28 黒川山村広場(胎内球場)に関して、弊社では電気をまったく使用しなかった月の基本料金は、以下の計算式により半額算定しております。内訳書では半額の計算式が入っておりませんが、入札金額算定にあたり、電気をまったく使用しない月の基本料金は、半額算定としてもよろしいでしょうか。</p> <p><計算式> 基本料金(未使用月) = 契約電力(kW) × 基本料金単価(円) × 0.5</p>	問題ありません。	
10	<p>契約電力が 500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。</p> <p>契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。</p> <p>契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合は、変更の必要性があるときは、発注者と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。</p>	問題ありません。	

11	<p>1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」</p>	ありません。	
12	<p>弊社が契約となった場合、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費等調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますがよろしいですか。</p>	問題ありません。	
13	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例: 庁舎〇〇円、売店〇〇円等)。</p> <p>ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。</p> <p>なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	ありません。	

14	<p>契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。</p>	<p>協議に応じます。</p>	
15	<p>弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者が電気需給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算します。</p> <p>これについては、弊社は応札時点において適用されている算定諸元を用いて毎月の燃料費等調整金額を計算いたしますので、算定諸元が変更となった場合においても、応札時点の算定諸元を、契約期間中継続して用いて計算させていただきますが、ご承諾いただけますでしょうか。</p> <p>※算定諸元とはその月の燃料費等調整額の算定に用いる数値および算定式の事であり、ご契約満了まで燃料費等調整額（〇.〇〇円）を固定するお願いではありません。</p>	<p>問題ありません。</p>	
16	<p>供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、基本料金単価、電力量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますがよろしいでしょうか。</p>	<p>電力の供給に関するQ&A No.9に記載のとおりです。</p>	

17	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	電力の供給に関するQ&A No.9に記載のとおりです。	
18	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	問題ありません。	
19	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たないで契約を廃止される場合(または契約電力等を1年に満たないで減少される場合)は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	協議に応じます。	
20	契約保証金免除のための提出書類を具体的に教えてください。	過去2年間に国(公団等を含む。)又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績がありますと契約保証金を免除することができます。契約保証に関する届出書(様式第1号)に上記実績を2件記載いただき、添付書類として契約書等の写し(発注者が胎内市でも省略は不可)が必要となります。なお、入札参加申請時に	

		提出した案件を記載した場合、再度の契約書等の添付は必要ありません。	
21	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	電力の供給に関するQ&A No.7 に記載のとおりです。	
22	契約書案を入札までにいただくことはできますでしょうか。	市ホームページに契約書案を掲載しておりますので以下のリンクからご確認ください。 denryoku_standardkeiyakusho_202007.pdf city.tainai.niigata.jp	
23	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定時期を教えてください。	公開方法については、市ホームページ及び市の設計図書閲覧所にて公開します。公開範囲については、案件名・予定価格・入札者名・入札額・供給場所・概要・契約の相手方・供給期間・契約金額となります。公開予定時期については、開札後1週間以内を予定しております。また、入札者に対し開札日当日に開札結果を連絡することは可能です。	